

議会基本条例特別委員会（第20回）要点録

1 日 時 平成23年7月22日(金)9:30~11:09

2 出席委員 角田訓也（委員長）、仁科文秀（副委員長）、大本益之、金藤照明、
蔵本隆文、原田毅、原田てつよ、森岡聰子

3 欠席委員 齋藤重雄、田口忠義

4 場 所 第1委員会室

5 内 容

委員長…「事務レベル協議の結果」について。執行部からは、副市長、政策部課長、総務部課長、総務課法制担当、そして議会からは、正副委員長、事務局長、次長が出席し、行った。

事務局…委員長から執行部に当日の会議の趣旨を説明し、忌憚のない意見を求められました。執行部は、議会の考えを伺うつもりとの姿勢でしたが、委員長が再度促されたところ、「あくまでも参考として」法規文書としての字句を中心として意見がありました。

I 委員…執行部として、することが増えるという懸念を抱いているように感じた。条文について、内容の重複等への指摘があったが、議会側の熱意の表れだと私は思う。前向きに進めることは理解いただけたと思う。

委員長…条例案を8月中旬までに条例審議会にかけるとのことだが。

事務局…「新たに条例、規則及び規程等を定め、又は改正しようとするときは、その原案を審議会に付議しなければならない。」という規定によるものです。市長提出の条例議案では、方向決裁と条例審付議伺の2本立てですが、議会が作成する条例案では、法規文書としての字句を中心に条例審議会の議のみを経ることになります。

委員長…第22回委員会は、条例審議会を踏まえての協議となる。

また、パブコメ原稿は議会だよりの通常記事の後に載ることとなる。縦書きではあるが、見やすくなったと思う。議会だよりは8月1日から市民に配付され、22日まで意見を募る。同時にホームページでも募集する。回答はファクシミリも可。記名の意見には、きちんと協議して対応する必要がある。

シンポジウムの準備はどのような状況か。

事務局…議長の上京に合わせて、広瀬先生にシンポジウムをお願いをする予定です。

あいさつ、状況報告、依頼という流れを考えており、条例案はすでにお送りしています。

委員長…先生への質問を次回までに提出されたい。

A 委員…広瀬先生に条例案の学問的なチェックをしてもらえるのか。

委員長…そうしたい。

A 委員…元議員、行政協力委員、各種団体へ直接郵送して意見を募ってはどうか。

F 委員…事前通知して、次回の行政協力委員長会議で条例案への意見を聴いてはどう

か。行政協力委員を通せば、末端まで依頼が伝わりやすい。

D委員…日程的にできれば、意見を聴くことは賛成。

E委員…執行部が了解すれば、機会にあわせ行政協力委員に知ってもらうのはよい。

G委員…可能であればしてほしい。元議員の意見も伺いたい。

F委員…正副委員長が経過報告して、御意見があれば承る、というようなやり方
でよい。

委員長…委員会で協議を重ねており、行政協力委員の意見にも対応できると考える。

9月1日の行政協力委員長会議で、正副委員長の経過報告と資料の配布とが可能
かどうか、執行部に打診する。

(了承)

委員長…元議員へも郵送で意見を聴くこととする。

(了承)

委員長…「自治基本条例」との整合性について。会派への持帰りの結果はどうか。

B委員…二元代表制の観点から自治基本条例も議会基本条例も「対等」とするか、議会
基本条例を一步引いて「議会の中での最高規範」とするか、方向性を決めた上で
協議すべき。

G委員…会派で未だ協議できていない。

A委員…同じ。

D委員…同じ。

E委員…会派では、議会基本条例の制定にも自治基本条例の現状で問題はないという
意見と、見直しも必要だという意見との両方があった。慎重に検討してほしい。

F委員…自治基本条例に「議会」を定めるか否かは、自治体でそれぞれのものである。
笠岡の自治基本条例を見る限りでは、「議会」の記述はあまり気にならないと思
う。

I委員…自治基本条例の条文との整合は概ねとれている。ただ逐条解説で、例えば、
8条の解説に「秘密会は開かない」と言い切っているのが気になった。今回配付
の資料を参考に、さらに確認する必要がある。

委員長…議会基本条例は協議をじっくり進めたが、自治基本条例の策定では意見が割
れ、きわどい採決が多くあった。私も見直し年数を区切るよう意見したが「見直
しが適当であると判断したときは」となった。

会派へ持ち帰り、次回協議したい。このままでよいかも知れないし、ゼロか
らのスタートで構わない。

I委員…自治基本条例の逐条解説は、委員会で協議したのか。

委員長…委員会では、あまり協議されていない。逐条解説は何度か変わっているよう
だ。

I委員…条文自体は整合しているが、逐条解説が真意なら議会基本条例と合わない部
分がある。かといって自治基本条例に「議会」がないのも市民に理解されない。

委員長…広瀬先生に自治基本条例もお渡しして確認されたい。

B委員…会派に持ち帰る場合、自治基本条例と議会基本条例とを、対等に位置づけるのか、議会基本条例を半歩下げるか、について協議しなければならない。自治基本条例2条の「適合させなければならない」の改廃を要するのかどうか、という点も出てくるので、その辺りに焦点を絞って協議してほしい。

委員長…そのことも含めて持ち帰り、協議をお願いします。

条例審議会はどこに定めがあるのか。市長が提出する条例案以外も対象か。

事務局…笠岡市条例等審議会規程にあります。市長が提出する議案に限らず、広く条例の制定改廃を対象にするものです。条例等審議会は、副市長、総務部課長、各課の課長の10名程度で構成されます。

B委員…条例は議会に提出権があるのではないか。

事務局…全ての条例は議会の議決を要します。その前段階としての審議会です。

B委員…上位法令との整合の確認や、既存条例とバッティングを調整するのか。

事務局…バッティングを防ぎ、要改正箇所の漏れがないようするのも審議会の役目です。

委員長…「別に定める」とした事項について。協議が必要なのは、議会基本条例10条4項（議長及び副議長）、13条2項（議会報告会）、23条2項（政策討論会）と思う。また、議会基本条例の18条（議決事項の追加）、33条2項（具体化の推進）、政治倫理条例の13条（委任）については、当面協議は不要と思う。
（了承）

B委員…議会基本条例の21条「自由討議」のやり方も併せて協議願いたい。

委員長…議会基本条例の10条4項（議長及び副議長）、13条2項（議会報告会）、23条2項（政策討論会）そして21条「自由討議」のやり方、の4点について会派に持ち帰りいただき、次回協議したい。

井原市議会が8月に議会報告会を開催される予定なので、可能ならば見学したい。

ホームページのパブコメ原稿も委員会にお示しする。自治基本条例との整合、「別に定める」4点、広瀬教授への質問、を会派へ持ち帰り協議されたい。